

令和5年10月6日
総務部職員課

パートナーシップ関係にある職員の給与等制度における取扱いについて

1 趣旨

特別区統一交渉結果を踏まえ、配偶者を対象に含む給与・休暇休業等制度について、パートナーシップ関係の相手方を対象に加え、配偶者と同等の取扱いとするため、関係条例の規定整備を行う。

※ パートナーシップ関係とは

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。また、その相手方を「パートナーシップ関係の相手方」という。

2 改正概要

別紙を参照

3 改正条例

下表のとおり

No.	改正条例	施行予定日
1	江東区職員の育児休業等に関する条例	令和5年11月1日
2	江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	
3	江東区職員の給与に関する条例	
4	江東区職員の退職手当に関する条例	
5	江東区職員の旅費に関する条例	

令和5年10月6日

総務部職員課

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

1 改正の理由

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- 1) 非常勤職員のパートナーシップ関係の相手方が特定の時期に育児休業を取得している場合等に、最長で子が2歳に達するまで育児休業を取得できるものとする。
- 2) パートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院した場合等に、再度の育児休業の取得、育児休業期間の再度の延長等ができるものとする。
- 3) 任命権者が育児休業に関する制度周知及び取得意向の確認を行う場合として、パートナーシップ関係の相手方の妊娠又は出産の申し出があった場合を加える。

3 施行期日

令和5年11月1日

江東区職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p>	<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p>

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳到達日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末

日)において地方等育児休業をしている場合

ウ・エ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3)・(4) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこ

日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ・エ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3)・(4) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手

と、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)・(7) (略)

第3条の2 (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

第5条～第7条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)・(7) (略)

第3条の2 (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

第5条～第7条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第9条～第17条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 (略)

第19条・第20条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第9条～第17条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 (略)

第19条・第20条 (略)

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月6日

総務部職員課

**江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例について（概要）**

1 改正の理由

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- 1) パートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として子を養育することができる場合等は、深夜勤務の制限の対象としない。
- 2) 介護休暇の要件となる要介護者の範囲に、パートナーシップ関係の相手方又はその父母を加える。

3 施行期日

令和5年11月1日

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。))の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))</u>で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学</p>

校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

第9条の3～第15条 （略）

（介護休暇）

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同

校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

第9条の3～第15条 （略）

（介護休暇）

第16条 任命権者は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし

じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第16条の2～第19条 (略)

て、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第16条の2～第19条 (略)

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月6日
総務部職員課

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(概要)

1 改正の理由

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- 1) 扶養手当の支給の対象となる扶養親族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- 2) 単身赴任手当の支給要件等にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- 3) 単身赴任手当を支給される職員に住居手当を支給する場合の要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- 4) 扶養手当の欠配一子に関わる特例措置[※]の対象となる要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。

※欠配一子に関わる特例措置：平成30年度から令和5年度末までの期間に15歳未満の欠配一子を扶養している場合に、扶養手当額を4,000円加算し、13,000円支給するもの。

3 施行期日

令和5年11月1日

江東区職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条の2 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の<u>みち</u>がなく、<u>主</u>としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第13条・第13条の2 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第13条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>配偶者のない職員</u>にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>第1条～第11条の2 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の<u>途</u>がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） <u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第13条・第13条の2 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第13条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員</u>にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>

(単身赴任手当)

第14条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3～5 (略)

第15条～第28条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

(単身赴任手当)

第14条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3～5 (略)

第15条～第28条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。

(江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月江東区条例第4号)の一部を次のように改正する。

改め文省略 (別紙 新旧対照表)

【附則第2項関係】江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月江東区条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月江東区条例第4号）	江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年 月江東区条例第 号）附則第2項の規定による改正案
<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の江東区職員の給与に関する条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第12条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>	<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の江東区職員の給与に関する条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年 月江東区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ</u>、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第12条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>

(1)・(2) (略)

1 2 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

1 3 (略)

1 4 附則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

1 5～1 7 (略)

(1)・(2) (略)

1 2 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

1 3 (略)

1 4 附則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年月江東区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

1 5～1 7 (略)

令和5年10月6日
総務部職員課

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

1 改正の理由

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- 1) 死亡した職員の退職手当の支給に係る遺族について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- 2) 失業者の退職手当^{*}を支給される者が、同居親族と別居して公共職業訓練を受ける場合等において、雇用保険法における寄宿手当及び移転費に相当する金額を支給する際に、パートナーシップ関係の相手方を親族と同等の取扱いとする。

※失業者の退職手当：一般の退職手当及び予告を受けない退職手当の額が雇用保険法の規定による失業給付に満たない場合には、その差額分を特別の退職手当として、失業の認定を受けた分について支給するもの。

3 施行期日

令和5年11月1日

江東区職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(遺族の範囲および順位)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情に<u>あつた者</u>を含む。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条の2～第12条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情に<u>あつた者</u>を含む。) <u>又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)であった者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条の2～第12条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第5号において同じ。</u>) <u>又はパートナーシップ関係の相手方</u>と別居して寄宿する者</p>

当する金額

(3)・(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

9～14 (略)

第14条～第24条 (略)

雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)・(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

9～14 (略)

第14条～第24条 (略)

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月6日
総務部職員課

江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(概要)

1 改正の理由

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

職員が赴任に伴う移転の際、扶養親族が随伴する場合に支払われる扶養親族移転料(交通費等)等の支給対象にパートナーシップ関係の相手方を加える。

3 施行期日

令和5年11月1日

江東区職員の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが、<u>事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入に<u>よつて生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第42条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)<u>又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入に<u>よつて生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが職員<u>の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。</u>)又は職員<u>の死亡当時パートナーシップ関係の相手方であった者、</u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第42条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年11月1日から施行する。</p>